

令和 2 年 6 月 13 日現在

機関番号：33914

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13622

研究課題名（和文）越境的な補助金規制の多面的分析

研究課題名（英文）Multifaceted Analysis of Transnational Subsidy Regulations

研究代表者

関根 豪政（Sekine, Takemasa）

名古屋商科大学・経済学部・教授

研究者番号：60736510

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際貿易関係に影響を与える補助金に対する国際的な規律の展開を分析した。これまでは世界貿易機関（WTO）の補助金が主たる規律であったが、自由貿易協定（FTA）の増加により、規律が多様化している。その中でもとりわけ独特な展開をしているのが、欧州連合（EU）であるため、EUのFTAを中心に、日本や米国のFTA、あるいはWTO補助金協定と比較検討した。競争法（国家援助規制）との連動性、サービス補助金に対する規律、グリーン補助金の再構築といったEUが締結したFTAに確認される特有性は、今後の国際的な補助金規制を展望する上で有益な示唆を与えるものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際社会は現在、越境性のある補助金問題については、世界貿易機関（WTO）だけでなく、自由貿易協定（FTA）を通じて対処していく時代に入りつつある。すなわち、FTAを通じて補助金規律が構築されるようになってきている。しかし、我が国ではそのような試みはあまり見られなかった。そこで、この問題について先行する欧州連合（EU）の情勢を分析することで、我が国においても同様の規制を導入する（あるいはその導入を検討する）余地があるか否かを検討し、最終的に、それが肯定されることを示した。

研究成果の概要（英文）：This study analyzed the development of international disciplines of subsidies that affect international trade relations. Due to the expansion of transnational subsidy regulations under free trade agreements (FTAs) in addition to the traditional regulation under the World Trade Organization (WTO), we may see the varieties in international subsidy regulations. Among them, the EU's approach is more unique. Therefore, this study focused on the EU's FTAs and compared them with other trade agreements including Japan's FTAs or the WTO agreements. Some novel approaches such as the inclusion of the concept of competition laws (state aid rules), development of rules relating to service subsidies, and re-introduction of green light subsidies provides meaningful insights in predicting future international subsidy regulations.

研究分野：国際経済法

キーワード：世界貿易機関（WTO） 自由貿易協定（FTA） 補助金 TPP 国家援助

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

我が国においては、外国政府の補助金交付が国内産業に不利益をもたらす、あるいは、自国の補助金政策が外国から問題視されることが少なかったため、国内法分野における補助金規制への関心は薄く、必然的にその点の研究は限られていた。これは、国家援助規制として数多くの実務例と研究例が存在する EU とは対照的である。

しかしながら、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定に代表されるように、補助金問題が自由貿易協定 (FTA) 等においても重要な論点として含まれる (さらには、補助金は国有企業規制や非市場経済国への対策などの文脈でも問題となる) 傾向が強まっており、自国の補助金に対する姿勢が直接的に国際的な協定に反映されやすい状況となってきた。

それにもかかわらず、我が国は補助金を FTA の中で詳細に規律することはなく、ましてや独自の規律を展開することはなかった。世界を俯瞰してみると、EU や米国は FTA において補助金規律を拡充させており、かつ、その内容も従来の議論に囚われない多様なものとなっている。このような状況を踏まえ、我が国における越境的補助金規律の議論の活性化に貢献すべく、EU やその他の国が展開している補助金規制 (国家援助規制) を分析することを計画した。

2. 研究の目的

(1) EU 国家援助規制の把握と、それが EU の FTA 政策に与えている影響を明らかにする

EU は域内で独自の補助金規制 (国家援助規制) を行っており、そこでの成功体験が FTA 政策においても強く作用しているため、まずは国家援助規制を分析することを最初の目的とした。そして、それを日本や米国における政策と対比的に捉える、あるいは、世界貿易機関 (WTO) における補助金協定と比較分析することを試みた。これにより、EU の国家援助規制がどの程度、他の補助金規制と両立・共存しえるのか把握することを目指した。

(2) EU の FTA における補助金規律の状況を整理する

EU は 40 件ほどの FTA を締結しており、大半で補助金に関する規律を設けている。しかし、その規律手法は一律ではなく、協定締約相手国との関係 (地理的關係、政治的關係) や、締結時期に応じて内容に相違が存在している。そこで、これらをつぶさに分析し、その傾向や相違をもたらしている要因の把握に努めた。なお、近年は EU の FTA が更新されることも見られるため、それらについては新旧対比的に分析することを目指した。

(3) EU の FTA が日本をはじめとした他国の FTA や多数国間協定に与える示唆を把握する

EU の FTA における補助金規律は、まずは近年に米国が締結した FTA に影響を与えていると思われる。しかしながら、必ずしも同じアプローチが採用されているとは限らないため、細部の異同について把握することを目指した。さらに、日本については日 EU 経済連携協定 (EPA) を中心に分析し、それを他の日本が締結した FTA との関係で理解しようと試みた。その他としては、適宜、世界各国が締結した FTA を参照しつつ、WTO における補助金協定との対比的分析に努めた。これらを通じて、EU の FTA に見られる補助金規律が協定を超えてどのようにして相互作用しているかを俯瞰することを狙った。このような研究は、今後の補助金規律を見据えていくうえで有益な基礎情報と示唆をもたらすと期待に基づいて実施した。

3. 研究の方法

(1) 先行研究・判例の分析

国家援助と WTO 補助金協定を包括的に比較する研究例としては、Rubini (2010)、Micheau (2014) などが存在しており、これら先行研究を精読した。ただし、特に最近では WTO で重要なパネル判断が示されていることから、本研究では、それら先行研究の更新や、分析対象の拡大を試みた。また、具体的な WTO パネルの判断例としてはカナダ再生可能エネルギー事件 (DS412、2013 年) が、EU 判例としては、Altmark 事件 (Case C-280/00、2003 年) などが重要といえ、それらを分析の中心に据えた。

(2) 各 FTA の分析及び比較検討

本研究は、越境的な補助金の規律が FTA においてどのように展開しているかを分析するため、各国の FTA の詳細分析が必要となる。最初に、EU が締結した FTA を対象とした。そしてその結果を受けて、EU が FTA を締結した各相手国の別の協定 (例えば、カナダ、日本の協定) や、EU と並行して独自の行動を示している米国、そしてメガ FTA と呼ばれる大規模 FTA へと範囲を広げていった。分析に際しては、補助金規律を中心に解析することになったが、補助金は別の文脈 (例えば、サービス貿易、国有企業規制、国内規制など) でも議論される可能性があるため、それらも併せて検討対象に含めた。

(3) 補助金規律の横断的分析と各規律アプローチの意義の検討

各 FTA の分析の完了後は、それらを横断的に分析した。その際、それらの補助金問題へのアプローチが異なる背景について、WTO における各国の動向、各国の国内政策の状況、そして、協定の締結意図などの要素を加味しながら分析した。その上で、各規律アプローチにどのような意義が存在するのか検討した。とりわけ、EU においては国内法 (域内法) との連動性が顕著で、

補助金規律における国内外の規律が連動する可能性を考察した。

4. 研究成果

(1) 現行の WTO 補助金規律の問題点の抽出

最初に、EU が締結した FTA における補助金規律の特有性や意義を分析するための基礎として、現行の WTO 補助金協定の問題点について、先行研究(例えば、Horlick and Clarke (2017)) を踏まえつつ分析した。過去の研究では主に、禁止補助金の拡大の必要性、正当化される補助金の明示、サービス補助金に対する規律制定の必要性などが主張されており、これらを EU の FTA 分析を行う上での基軸とした。

(2) EU が締結した FTA における補助金規律の分析

続いて、EU の FTA における補助金規律に着目して類型化を行った。その結果、第 7 類型まで幅広く分類することができた。その特徴は以下のとおりである。第 1 類型に分類できる初期の協定 (EU・南アフリカ TDCA) では、補助金を「公的援助 (public aid)」としてとらえ、EU の国家援助にやや近似した規律アプローチが確認された。他方で、第 2 類型に分類される EU・チリ連合協定では、補助金に関する規律が謙抑的になる傾向がみられ、透明性確保のための規定しか存在しない状況となった。同様に、第 3 類型といえる EU・コロンビア・ペルー・エクアドル FTA 及び EU・中米 AA も、透明性確保のための規定が中心となっているが、その内容にある程度の進展が見られる。第 4 類型と分類した EU・韓国 FTA 及び EU・シンガポール FTA では、それまでの FTA とは異なり、相当に詳細な補助金に関するルールが制定されると同時に、競争法への言及が見られるという興味深い発展が確認される。第 5 類型が、EU が地中海諸国と締結した協定である。これは近隣諸国ということもあり、今まで論じてきた FTA とは大きく性質が異なっている。とりわけ顕著な点が、国家援助の概念に基礎づけられている点である。協定によっては、EU 法の国家援助規制の実行に調和させることも求めており、これまで類型化してきた協定とは大きく性質が異なる。とはいえ、WTO との接点も消失しているわけではなく、補助金規制 (国家援助規制) の実施運用面においては WTO 協定の関連規定への参照が見られる。そして、第 6 類型が、南東欧・東方諸国との協定である。これらでは、地中海諸国との協定よりも、より近年に締結されていることもあり、一層 EU 法との近接性が強い構造が採用されている。そして、第 7 類型が、ごく最近に締結された協定である (カナダ・EU 自由貿易協定、日 EU・EPA など)。しかし、それら最近の協定は、締約相手国が地理的にも拡散していることもあり、内容が一樣ではなく、また「補助金」概念を基礎とした WTO 類似型が散見されるようになっている。以上のように、EU の協定は、かなり細かく細分化され、かつ、一定の法則性が確認されると同時に、時代と共に変遷が見られるところに特徴があることを明らかにした。

(3) 競争法との連動性

EU の FTA を類型化したのが、そのうちのいくつかは、補助金規律が EU 域内で発展してきた国家援助規制を基礎としている点に特徴がある。これが明白なのは、地中海諸国や、南東欧・東方諸国との協定で、一貫した傾向が確認される。これら国家援助規制を採用する協定が増加していることは、それらの国同士の協定においても同様の傾向が示される可能性を有する。

他方で、近隣諸国以外の国については、競争法 (国家援助規制) と連動する例は見られないというのが一般的な結論となるが、いくつか特徴的な例外がある。それが EU・韓国 FTA 及び EU・シンガポール FTA である。これらの協定においては補助金問題に対して競争法等で対処することを推奨する努力規定が設けられている。目下のところ、これら以外に同様の傾向を見せる協定は存在していないが、徐々に EU のアプローチが浸透してきていることの証左ではある。また、米国や日本等、補助金を国内法で対処する傾向が弱い国であっても、国内の関連法規は補助金に対応できる状況にあり、その意味では今後、補助金規制が国内外で連動して発展する素地はあると言える。EU の FTA と各国の国内状況の分析を通じて、これらを明確にした。

(4) 補助金規律の拡充

前述したように、EU は補助金規制に独自のアプローチをしているわけであるが、他方で、既存の補助金規律に沿った規律強化も図っている。具体的には、禁止補助金の範囲の拡大、そして、グリーン補助金 (交付が許容される補助金) の再整備である。いずれも、EU が WTO における交渉の場において拡充を主張してきた点であり、FTA を通じて自己の見解を具現化していることになる。他方で、EU の補助金の規制方法は、公共サービス概念で包括的に把握する面も有しており、今後はその理解が肝要になると思われる。EU の FTA に見られる従来型の補助金規制の拡充傾向については他国も肯定的な姿勢を示していることから、これからはこの公共サービス概念の研究が重要となることを発見した。

(5) サービス補助金の規制の実現

現行の WTO 協定においては、サービス補助金についての規律は限定的であり、かねてよりルール制定の必要性が主張されていた。しかしながら、WTO の場では交渉が遅々として進まず、ほとんど成果が結実しない状況であった。この点、EU の FTA では、国家援助規制が物とサービスとで区別しないため、サービス補助金も国家援助規制に含まれる形で発展を見せている。他

方で、国家援助規制の概念を導入しない FTA においては、物の補助金に対する考えをそのままサービス分野にまで拡大する例もみられ、総じて規律が拡充する傾向が確認された。

(6) まとめと今後の展開

EU の FTA を分析すると、補助金の規律を拡充させるための多様な試みが行われていることがわかり、締結相手国への一定程度の浸透が見られることがわかる。これは、今後の国際的な補助金規律を占う、あるいは日本の補助金規律が進むべき方向性を把握するうえで重要な検討材料を与えるものであると言える。もちろん、EU の FTA に見られる規制アプローチがただちに国際的なルールとなるとは考えられないが、少なくとも議論の土台を形成するであろう。EU の FTA をつぶさに分析するという労力の多い研究は一朝一夕に実現できるものではなく、時間をかけてじっくり調査できたことは有益であったと思われる。

なお、本研究の終盤には、日米欧の三極貿易大臣会合で補助金規律についてのガイドラインが示されるなど、新しい動きがまた見られるようになってきている。今後は、これら多数国間化しつつある新しい補助金規律の分析に加えて、直接的な補助金交付を超えた問題との連動性(例えば、非市場的な企業行動に伴う補助金相当効果の発生)を踏まえながら、越境的な補助金規律を継続分析することが必要と言える。それらが今後の研究課題であると認識するに至った。

< 参考文献 >

- Rubini, L. (2010) "The definition of Subsidy and State Aid: WTO and EC Law in Comparative Perspective", Oxford University Press
- Micheau, C. (2014) "State Aid, Subsidy and Tax Incentives under EU and WTO", Kluwer Law International
- Horlick, G. and P. A. Clarke (2017), "Rethinking Subsidy Disciplines for the Future: Policy Options for Reform", *Journal of International Economic Law*, Vol. 20, No. 3, pp.673-703

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 関根豪政	4. 巻 5
2. 論文標題 自由貿易協定(FTA)を通じた補助金規律の整備拡張の可能性：EUが締結したFTAにおける動向の分析を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 フィナンシャル・レビュー	6. 最初と最後の頁 249-273
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Takemasa Sekine	4. 巻 16
2. 論文標題 Possibility of Developing and Expanding the Regulation of Subsidies through Free Trade Agreements (FTAs)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Public Policy Review	6. 最初と最後の頁 301-325
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Takemasa Sekine
2. 発表標題 Japan's Free Trade Agreements and Rule-making: Possibility of New Subsidy Disciplines
3. 学会等名 Rethinking Free Trade: Liberal International Economic Order in the Wake of Brexit and Trump（国際学会）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----